

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第89回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

令和元年7月5日（金） 13：30～17：25

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）井田良，伊藤眞，井堀利宏，今田幸子，岩井重一，畝本直美，北村節子，  
栃木力，中尾正信，中田裕康，八木一洋（敬称略）

（庶務）村田総務局長，石井審議官，平城総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，馬場人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 令和元年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 令和元年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について
- ・ 令和元年10月期の弁護士任官候補者について

#### （2）次回の予定について

### 5 議事

#### （1）協議

協議に先立ち，退任した大段委員の後任として八木委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成31年4月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと，それらの候補者についての最高裁判所における審議結果並びに平成31年（令和元年）上半期の判事補か

ら判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに平成31年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、令和元年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について、その指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 令和元年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、2月22日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたこと、特定の地域委員会に対し、6月12日の報告期限後に複数の弁護士から相当数の情報が寄せられ、当該地域委員会からこれらの情報が追加送付されたこと、地域委員会から送付された情報の中には、弁護士会又は弁護士会連合会を經由して地域委員会に提供された情報は含まれていなかったことが報告された。さらに、予定どおり6月27日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び2月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたこと、ただし、報告期限後に地域委員会に寄せられた情報については、その寄せられた日がいずれも作業部会の開催日以降であったため、作業部会の検討資料とすることができなかったことも併せて報告された。

上記のとおり特定の地域委員会に対して報告期限後に相当数の情報が寄せられたことに関し、これらの情報を委員会の審議資料から排除することはしないが、大変遺憾な事態であるため、庶務において、当該地域委員会庶務を通じてその事情等を調査した上、次回の委員会においてその結果を報告することとされた。

作業部会長である中田委員から、作業部会において、2月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について報告され、審議の結果、重点審議者を追加することとされた。

続いて、作業部会長である中田委員から、作業部会の検討結果について報告が

され、その結果を踏まえて、指名候補者 88 人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 令和元年 7 月期及び 8 月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者 3 人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 令和元年 10 月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2 月 22 日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者 3 人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、2 人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申し、1 人については追加の情報収集を行った上で更に審議する必要があるため、指名の適否について意見を述べることは留保することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、9 月 2 日（月）午後 1 時 30 分から開催され、令和 2 年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上